

神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、神奈川県立のふれあいの村（以下「ふれあいの村」という。）の利用等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般利用 規則第6条第1項の規定に基づき、ふれあいの村の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に利用を申込み、その承認を受けて利用する場合をいう。
- (2) 学校利用 県内の学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）をいう。以下同じ。）が、規則第6条第2項の規定に基づき、指定管理者に利用を申込み、その承認を受けて教育活動の一環として、ふれあいの村において野外活動及び宿泊体験活動（以下「ふれあい活動」という。）並びにふれあい活動の指導者の講習又は研修を行う場合をいう。
- (3) 特例利用 ふれあいの村において県、市町村又は公共的団体が行う青少年等を対象とする催し等又はふれあい活動の指導者を対象とする講習若しくは研修で、規則第6条第1項に定める期間前に利用の申込みをしなければその開催に支障が生ずるものについて、規則第6条第3項の規定に基づき、当該期間前に指定管理者に利用を申込み、その承認を受けて利用する場合をいう。
- (4) 夏期利用抽選期間の利用 8月1日から同月20日までの期間中における宿泊を伴うふれあいの村の利用で、利用者を抽選により決定するものをいう。

(一般利用)

第3条 一般利用の承認を受けようとする者は、神奈川県立(足柄・愛川・三浦)ふれあいの村利用申込書（様式1、以下「利用申込書」という。）により指定管理者に利用の申込みをしなければならない。

- 2 指定管理者は、利用申込み基準（別表1）及び利用承認基準（別表2）に定めるところにより申請内容を審査し、承認の要件を充足すると認める場合には、利用を承認するものとする。

(学校利用)

第4条 学校利用の承認を受けようとする者は、利用申込書（様式1）により指定管理者に利用の申込みをしなければならない。

- 2 指定管理者は、利用申込み基準（別表1）及び利用承認基準（別表2）に定めるところにより申請内容を審査し、承認の要件を充足すると認める場合には、利用を承認するものとする。
- 3 学校利用の承認の手續にあたっては、指定管理者は学校間の利用調整を図るため、予め神奈川県立のふれあいの村学校利用施設希望調査書（様式2）により県内の学校を対象に、施設の利用希望調査を実施する。
- 4 この要綱に定めるもののほか、学校利用の承認の手續に関し必要な事項は別に定める。

(特例利用)

- 第5条 特例利用の承認（以下「特例承認」という。）を受けようとする者は、神奈川県立(足柄・愛川・三浦)ふれあいの村利用申込特例承認申請書（様式3）により指定管理者に利用の申込みをしなければならない。
- 2 指定管理者は、利用申込み基準（別表1）及び特例承認基準（別表3）に定めるところにより申請内容を審査し、利用申込みの特例承認をした場合には、神奈川県立(足柄・愛川・三浦)ふれあいの村利用申込特例承認書（様式4）により申請者あてに通知するものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、利用申込みの特例承認の手続に関し必要な事項は別に定める。

(夏期利用抽選期間の利用)

- 第6条 夏期利用抽選期間の利用（以下「夏期利用」という。）の承認を受けようとする者は、利用申込書（様式1）により指定管理者に利用の申込みをしなければならない。
- 2 指定管理者は、利用申込み基準（別表1）及び利用承認基準（別表2）に定めるところにより申請内容を審査し、承認の要件を充足すると認める場合には、利用を承認するものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、夏期利用の承認の手続に関し必要な事項は別に定める。

(実施細目)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、ふれあいの村の指定管理者と県教育委員会が協議して定めるものとする。

(附則)

- この要綱は、平成23年1月1日から施行する。ただし、平成23年3月31日までの利用については、なお従前の例による。

別表1(第3条、第4条、第5条、第6条関係)

利用申込み基準			
	利用申込み期間	備 考	
宿泊利用	一般利用	利用月の3ヶ月前の1日9:00から前日まで	利用者は、電話等で仮予約をし、利用申込書をもって利用申込みとする。
	学校利用	利用日の属する年度の前年度の12月1日から	指定管理者は、事前に学校単位の利用希望調査を実施し利用調整を行う。学校(県内の学校(大学を除く)に限る。)は、利用調整の結果に基づき前年度の12月1日以降に利用申込書を提出する。
	夏期利用	8月1日から20日までの夏期利用申込みについては、4月1日から抽選会開催日(5月の第2週又は第3週の日曜日)前の10日以内に設定した日(土曜日及び日曜日を除く)まで	指定管理者の主催事業を除き、夏期利用申込みについては、全ての利用希望者の中から抽選により利用者を決定する。当選者は、決定後、利用申込書を提出する。
	特例利用	利用日の属する年度の前年度の12月2日から(ただし、県教育委員会が必要と認める場合は、期日より前であっても、利用申込みの特例承認を行う。)	前年度の12月2日から特例承認を行う。 なお、県教育委員会が必要と認める行事については、期日より前であっても特例承認を行う。
日帰り利用	一般利用	利用月の1ヶ月前の10日9:00から当日まで	利用者は、電話等で仮予約をし、利用申込書をもって利用申込みとする。
	学校利用	利用日の属する年度の前年度の12月1日から	指定管理者は、事前に学校単位の利用希望調査を実施し利用調整を行う。学校(県内の学校(大学を除く)に限る。)は、利用調整の結果に基づき前年度の12月1日以降に利用申込書を提出する。
	特例利用	利用日の属する年度の前年度の12月2日から(ただし、県教育委員会が必要と認める場合は、期日より前であっても、利用申込みの特例承認を行う。)	前年度の12月2日から特例承認を行う。 なお、県教育委員会が必要と認める行事については、期日より前であっても特例承認を行う。

※基準により判断できない場合は、その都度指定管理者と県教育委員会が協議して対応する。

別表2(第3条、第4条、第6条関係)

利用承認基準	
承認を与えないことができる事由	
1	ふれあいの村における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。 (条例第10条第2項第1号)
2	施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (条例第10条第2項第2号)
3	伝染性の疾患があつて、他の利用者に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。 (条例第10条第2項第3号)
4	その他ふれあいの村の管理上支障があると認められるとき。 (条例第10条第2項第4号)
	施設管理上支障があると認められる場合
	例 施設の設置目的に反し、利用する場合
	利用者全員が中学生未満で宿泊利用する場合

承認を与えないことができる事由欄のいずれかに該当する場合を除き、ふれあいの村を利用しようとする者から利用の申込みがあつたときは、これを承認する。

別表3(第5条関係)

特例承認基準		
	項 目	区 分
1	県、市町村その他の公共的団体であること (主催行事に限る。)	<input type="checkbox"/> 県・市町村 <input type="checkbox"/> その他の公共的団体
2	青少年等を対象としたふれあい活動(野外活動及び宿泊体験活動等をいう。以下同じ。)又はふれあい活動の指導者を対象とする講習又は研修を開催すること	<input type="checkbox"/> 青少年を対象としたふれあい活動
		<input type="checkbox"/> ふれあい活動の指導者の講習又は研修
3	規則第6条第1項に定める期間(利用日の3箇月前の日の属する月の初日から利用日当日)前に利用の申込みをしなければその開催に支障が生ずる行事を主催すること	<input type="checkbox"/> 主催者が参加者を公募により募集するもの
		<input type="checkbox"/> 予算、事業計画を前年度中に決定し準備を進める必要があるもの
		<input type="checkbox"/> 子どもたちが自主的に計画を立案していく事業で、保護者等も参加するため、準備に期間を要するもの
		<input type="checkbox"/> 複数の組織で合同して実施するため、準備に期間を要するもの

※1から3の全てに該当する場合に限り、特例承認することができる。